

装装保第4224号
令和6年3月13日

大臣官房長
各局長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁内部部局の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について
(通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について

第1 指定等について

- 1 装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号。以下「装備品等秘密訓令」という。）第3条第1項に規定する書面又は電磁的記録の案の様式は、付紙様式第1号とする。
- 2 装備品等秘密訓令第3条第3項の規定による通知は、付紙様式第2号によるものとする。
- 3 装備品等秘密訓令第7条第3項に規定する装備品等秘密指定書は、付紙様式第3号とし、契約締結者（装備品等秘密訓令第2条第2号に掲げる契約締結者をいう。以下同じ。）は、秘の指定者と調整し、当該秘に係る装備品等秘密指定書を作成するものとする。
- 4 契約締結者は、装備品等秘密に指定された装備品等秘密文書等（装備品等秘密訓令第2条第4号に掲げる装備品等秘密文書等をいう。以下同じ。）を契約事業者に提供するときに、当該装備品等秘密指定書を併せて交付するものとする。

第2 指定の有効期間の延長について

- 1 装備品等秘密訓令第4条第1項に規定する書面又は電磁的記録の案の様式は、付紙様式第4号とする。
- 2 防衛大臣が装備品等秘密訓令第4条第2項の規定により装備品等秘密の有効期間の延長をしたときは、付紙様式第2号によりその旨を官房長等に通知するものとする。
- 3 契約締結者は、装備品等秘密訓令第4条第3項の規定により延長後の指定の有効期間について、当該装備品等秘密の延長前の有効期間を二重線で抹消の上、新たな有効期間を適宜記載するものとする。

第3 指定の解除について

- 1 装備品等秘密訓令第5条第1項に規定する書面又は電磁的記録の案の様式は、付紙様式第5号のとおりとする。
- 2 防衛大臣が装備品等秘密訓令第5条第2項の規定により装備品等秘密の指定の解除を認めたときは、付紙様式第2号によりその旨を官房長等に通知するものとする。
- 3 契約締結者は、装備品等秘密訓令第5条第3項の規定により指定を解除した場合について、装備品等秘密訓令第7条第2項の規定に基づき付した表示を二重線で抹消するものとする。

第4 装備品等秘密文書等の送達について

装備品等秘密訓令第7条の規定により装備品等秘密文書等を送達する場合の要領については、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第3

6号。)第34条又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。)第35条の規定を準用するものとする。

第5 契約特約条項について

- 1 契約締結者は、その職務上の上級者の指揮を受け、契約事業者が実施する保全教育に係る確認を受けるための申請があったときは、契約事業者の従業者が秘密の制度に関する法令内容、装備品等秘密に係る文書、図画又は物件の取扱いの手続その他の秘密の保全上必要な措置に関する知識を適確に習得できるものであるか否かを確認するものとする。
- 2 前項の確認は、原則として各幕僚長、情報本部長及び防衛装備庁にあっては装備政策部長等(秘庁訓令第2条第2項に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「幕僚長等」という。))が行うものとする(施設の工事等に係る契約業者の保全教育に係る確認を除く。)。幕僚長等以外の契約担当官等が確認を行う場合において、当該契約締結者が必要と認めるときは、他の契約締結者に協力を求めることができる。
- 3 契約締結者は、契約事業者に対し、第1項の確認結果を郵便法(昭和22年法律第165号。)第45条第1項に規定する書留による郵送又は手交その他の確実な方法により通知するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、契約事業者が実施する保全教育に係る確認に関し必要な事項は、官房長等(防衛装備庁にあっては装備政策部長)が定めるものとする。
- 5 装備品等秘密訓令第8条第2項の規定による装備品等秘密の保全に関する特約条項は、その基準を示したものであり、提供する装備品等秘密の種類、送達の程度、送達先の状況等によって、基準の趣旨を逸脱しない範囲において条項を変更することができる。

第6 下請負について

- 1 契約締結者は、装備品等秘密訓令第9条に規定する下請負の許可の申請がなされた場合は、当該下請負者に行わせる装備品等秘密の取扱いの業務の内容、取り扱う秘に指定された文書、図画及び物件、時期、場所等を特定し、官房長等(防衛装備庁にあっては装備政策部長等)又はその指定した者に通報するものとする。
- 2 梱包輸送及び保全施設の警備を下請負者に行わせる場合において、当該下請負者が装備品等秘密の内容に接することがないときは、装備品等秘密訓令第9条に規定する下請負者と契約締結者との契約を要しない。
なお、契約締結者と契約を行わない事業者には、装備品等秘密の内容に接する権限がないため、かかる事業者に装備品等秘密を伝達することは、秘密の漏えいに当たることから、十分注意しなければならない。
- 3 装備品等秘密訓令第9条に規定する下請負者が契約締結者で行う契約は、当該下請に係る主契約事業者との契約を行った契約締結者が行うものとする。同条に規定する下請負者が契約締結者で行う契約の内容は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に規定する無償貸付であるところ、下請負者が契約締結者と

契約を行うに当たっては、当該契約締結者は、物品管理官（分任物品管理官を含む。）と協力して、装備品等秘密文書等の送達に関し、同省令に規定する貸付手続を経るものとし、その際、当該下請負者が遵守すべき事項として、装備品等秘密訓令別記第2号様式を基準とした条項を同省令第7条第5号に規定する貸付条件に含めるものとする。

4 官房長等（防衛装備庁にあっては装備政策部長等）又はその指定した者は、前項に規定する下請負者が契約締結者で行う契約がなされたのち、契約締結者に装備品等秘密文書等を送達し、又は物品の管理換を行うものとする。

5 契約締結者は、主契約事業者が下請契約を行った後でなければ、当該下請負者に対して装備品等秘密文書等を送達してはならない。

第7 防衛大臣への報告について

(1) 官房長等は、装備品等秘密訓令第11条に規定する従業者に係る報告事項について、求めがあった場合には、当該報告事項に係る名簿の写しを防衛装備庁装備政策部装備保全管理課に提出するものとする。

(2) 装備品等秘密訓令第12条に規定する装備品等秘密の管理状況に係る報告は、付紙様式第6号によるものとし、当該年の管理状況について翌年3月末までに、防衛大臣に報告するものとする。

第8 雑則

この通達に定めるもののほか、必要な細部事項については官房長等（防衛装備庁にあっては、装備政策部長）が定める。

防衛大臣 殿
(防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長気付)

(官房長等)

装備品等秘密の指定及び外部提供について

標記について、下記のとおり報告する。

記

NO	調達要求番号 契約品名	契約事業者に提供する秘密文 書等（件名、登録番号及び一 連番号、数量、指定の有効期 間を記載）	提供理由	提 供 先 契 約 事 業 者 名	秘密の保全 措置	その他

備考： 秘密の保全措置の欄には、契約事業者の秘密保全措置（秘密保全規則、秘密保全実施要領、秘密保全施設及び保全教育）について確認済みの場合は、契約担当官等から確認を受けた通知文書の発簡番号及び発簡年月日を記載すること。

(官房長等) 殿
(各保全関係部署気付)

防衛大臣

装備品等秘密の（＊）について（通知）

標記について、（発簡番号・発簡年月日）により報告のあった装備品等秘密の（＊）を認めたので通知する。

注：（＊）には、「指定及び外部提供」、「有効期間の延長」、「指定の解除」のいずれかを記載する。

装備品等秘密指定書

調達要求番号																	
契約品名																	
作成部署																	
指定年月日																	
秘密文書等件名																	
登録番号及び一連番号																	
数 量																	
指定の有効期間																	
1 指示事項 契約の相手方は、この契約の履行に当たって、次に示す装備品等秘密に該当する情報の保全に努め、仮にこれを取り扱う従業者が故意に漏えいし、又は漏えいを企て、教唆し、ほう助した場合は、1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金が科される場合がある旨、従業者に周知したうえで、当該情報を取り扱わせるものとする。 2 装備品等秘密の該当箇所 <table><tr><th>番 号</th><th>装備品等秘密の該当箇所</th><th>備 考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3 その他調整事項)			番 号	装備品等秘密の該当箇所	備 考												
番 号	装備品等秘密の該当箇所	備 考															

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

(官房長等)

標記について、下記のとおり報告する。

[illegible]

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

(官房長等)

標記について、下記のとおり報告する。

[illegible]

防衛大臣 殿
（防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長気付）

（官房長等）

装備品等秘密の管理状況報告（ 年分）

標記について、 年分の装備品等秘密の管理状況を報告する。

装備品等秘密の管理状況報告（ 年分）

前年からの 繰越分（点）	当該年に新規で 提供した装備品 等秘密（点）	提供した契約事 業者数及び従業 者数	当該年に返還さ れた装備品等秘 密（点）	12/31 時点で契約事 業者に提供している 装備品等秘密（点） （翌年繰越分）
		（事業者数）		
		（従業者数）		

備考：装備品等秘密は、複製も含む点数とする。
：契約事業者数及び従業者数は契約毎の延べ単位により計上する。